

広島市規則第54号

令和8年3月31日

児童福祉法に基づく措置等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

児童福祉法に基づく措置等に関する規則等の一部を改正する規則

(児童福祉法に基づく措置等に関する規則の一部改正)

第1条 児童福祉法に基づく措置等に関する規則(昭和62年広島市規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考の1中「第314条の7及び」を「第314条の7、」に、「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

別表第2備考の2の(1)中「及び第314条の8並びに同法」を「、第314条の8並びに」に、「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

(広島市母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 広島市母子保健法施行細則(昭和41年広島市規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表備考の1中「第314条の7及び」を「第314条の7、」に、「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4

第5項」に改める。

(身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則及び知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「及び第314条の8並びに同法」を「、第314条の8並びに」に、「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

- (1) 身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則（昭和62年広島市規則第34号）別表第2備考の4の(1)
- (2) 知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則（昭和62年広島市規則第35号）別表第2備考の4の(1)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。